

目次

■ JBIS EYE'S	証券会社関連の動向	01
	証券関連業務に関する行政の動き	01
■ JBIS ONLINE	日本版ISA対応 BPOサービスのご案内	02
	信用取引に係る委託保証金の計算方法等の見直しについて	03
■ PICK UP TOPICS	ーJBISコンサルティングよりー	
	事業継続計画 (BCP) 策定のポイント 第3回	04
■ JBIS'S FOCUS	ライツ・オフリングへの期待	05

JBIS EYE'S — ビジネスニュース —

証券会社関連の動向

- 【信用取引】 法令改正を受け各取引所は信用取引の担保利用を来年1月から緩和 (10/11)
ー同一担保の日中複数回利用が可能に
- 【じぶん銀行】 住宅ローンや株投信でサービス拡大へ (10/7)
ーFX取引など取り入れ若者層向けコンビニ的金融サービス提供を目指す。
株投信はカブドットコムの中介
- 【地銀証券】 伊予銀行の全額出資子会社「いよぎん証券」が営業を開始 (10/1)
ー営業拠点は県内4つ。地銀店舗と連携し投資信託や債券の銀行店舗での販売も強化へ
- 【ネット投信販売】 メガバンクはそれぞれ若者層をターゲットとしたネット利用での投資信託販売を強化 (10/1)
ー販売手数料の無料化や銀行口座・証券口座間の資金管理、スマートフォン対応などを強化
- 【取引所統合】 東証と大証はデリバティブ決済業務を来夏目途に統合へ (10/1)
ー2014年1月に予定している両取引所のデリバティブ市場の統合に先立ち、決済業務を東証子会社の日本証券クリアリング機構に集約へ
- 【社会貢献債】 国際協力機構 (JAICA) は社会貢献債を12月に発行へ (10/1)
ー個人向け債券としてワクチン普及や環境保護など途上国での支援活動に必要な資金調達を実施
- 【PTS強化】 SBIジャパンネクスト証券は9月に売買システムを強化 (9/24)
ーTOBルール適用緩和で機関投資家の取引拡大を狙い、取引速度を0.1ミ秒、処理能力も1秒あたり4万件と従来の8倍へ

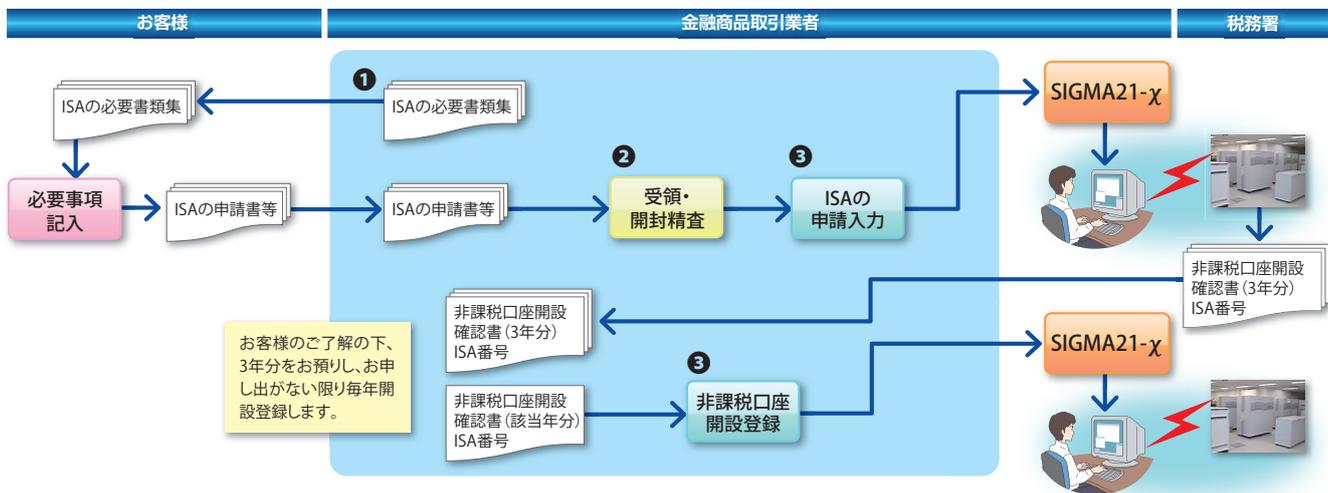
証券関連業務に関する行政の動き

- ・ J.フロントリテイリング株式会社に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の決定について (10/5)
ー売買誘引目的で、個人投資家が同社株に対する約定の意思のない売買発注行為に対して、135万円の課徴金納付命令
- ・ 次世代EDINETタクソミ (案) 第二版の公表及び提出者向け事前チェックテストの実施について (10/4)
ー次世代EDINETにおいては、XBRL対象範囲の拡大を予定。設計・開発の諸工程及び「提出者向け事前チェックテスト」を経た後に総合運転試験を行い、平成25年度中に次世代EDINETタクソミの適用を開始する予定
- ・ 休眠預金に係る調査 (フィージビリティ・スタディ) 結果について (9/28)
ー平成24年7月9日公表「成長ファイナンス推進会議とりまとめ」に盛り込まれた、休眠預金の活用に向けた外部専門家による事務態勢面、コスト面等にかかる調査 (フィージビリティ・スタディ) の取り纏め
- ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令 (案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (9/28)
ー開示府令改正は以下の内容
 - ▶ 臨時報告書による開示対象子会社の範囲の適正化
 - ▶ 外国会社が提出する有価証券届出書に記載する財務書類の年数の柔軟化
 - ▶ 発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式 (発行残高の上限の記載) の柔軟化
- ・ ファンドモニタリング調査の集計結果について (9/28)
ーファンドに関する販売 (新規の募集、私募、募集の取扱い及び私募の取扱いをいう。)・運用の実態を把握するため調査を実施し、その内容を公表
- ・ 虚偽の告知等を行った適格機関投資家等特例業者の名称等について (9/24)
ー虚偽の告知等を行っていたとして、財務局が警告書の発出を行った適格機関投資家等特例業務届出業者名を公表

日本版ISA対応 BPO (事務代行) サービスのご案内

1. 想定作業

弊社では、2014年1月から施行される予定の『日本版ISA』に係る事務処理をSIGMA21-χシステムと連携し、トータルサポートいたします。



2. 準備中の代行サービス

① 日本版ISAに係る手続書類一式の発送

「非課税口座開設申請書」、「非課税口座開設届出書」等の手続書類一式の発送を行います。当社が想定している関係書類は以下のとおりです。

番号	書類名称	備考
1	あいさつ状	指定様式
2	リーフレット	
3	非課税口座開設確認書の交付申請書	指定様式
4	非課税口座開設届出書	指定様式
5	約款	

※『指定様式』とは後続の処理のため、当社指定の様式とさせていただきます。 ※上表のほか、『非課税口座移動届出書』、『非課税口座移管依頼書』、『非課税口座廃止届出書』、『非課税口座開設者死亡届出書』、『届出届出書』のご準備が必要です。 ※『約款作成サービス』の契約証券会社様には、別途、当該約款についてのご案内をいたします。

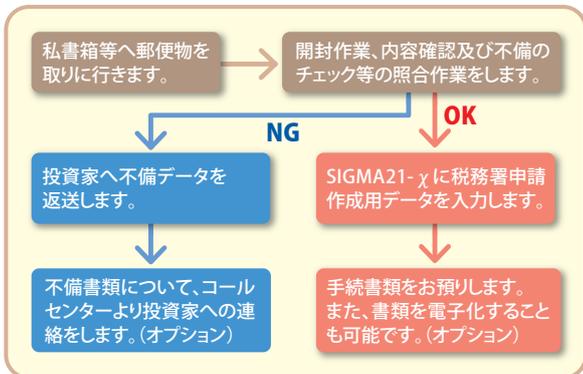
② 手続書類の受領・開封精査・データ入力

お客様から返送される手続書類一式の受領・開封精査を行います。不備書類の投資家への返送、手続書類のお預りもいたします。

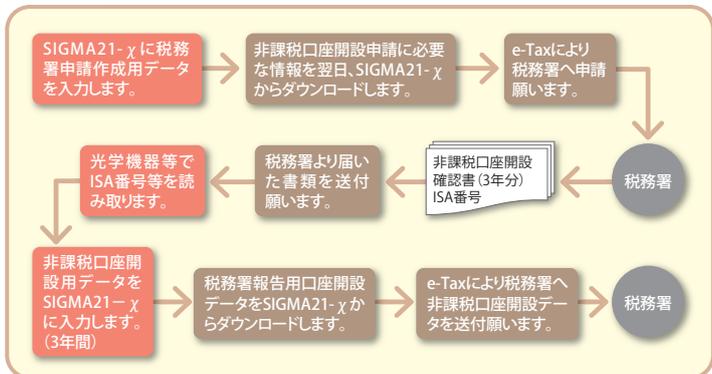
③ SIGMA21-χへの入力作業

ISAの申請や非課税口座開設登録時のSIGMA21-χへの入力作業についてもサポートいたします。

手続書類の受領・開封精査イメージ



SIGMA21-χへのデータの入力イメージ



●ご注意 本資料は、現時点でJIPにて収集した限られた情報に基づいて作成しております。今後、制度について詳細な情報が明らかになることで変更される場合があります。特に、本資料は税務署に対する申請事務は金融商品取引業者様が第三者(弊社など)に委託することができない前提で作成しております。第三者(弊社)にて申請事務が実施できるとなりました場合には、当該事務も代行させていただきます。

信用取引に係る委託保証金の計算方法等の見直しについて

「金融商品取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令」に定める信用取引に係る委託保証金の取扱いについて計算方法が変更されます。(内閣府令第六十三号 平成24年9月25日公表) 今回の制度改正ポイントについてご紹介いたします。

◆ 制度改正のポイント

これまで顧客が信用取引に係る委託保証金として差し入れた金銭又は有価証券は、当該信用取引の反対売買及び現引き又は現渡しによる弁済の申し出がされても、原則としてその決済が終了する前に、これを引き出させ又は他の信用取引の委託保証金に充当する

ことはできないとされておりました。

このたびの改正では「信用取引に係る保証金の算定基準時の合理化を図るため」として、信用取引の委託保証金に係る計算の基準となる時点を受渡日から約定日に変更できることにするものです。

1. 委託保証金の拘束期間が見直されます

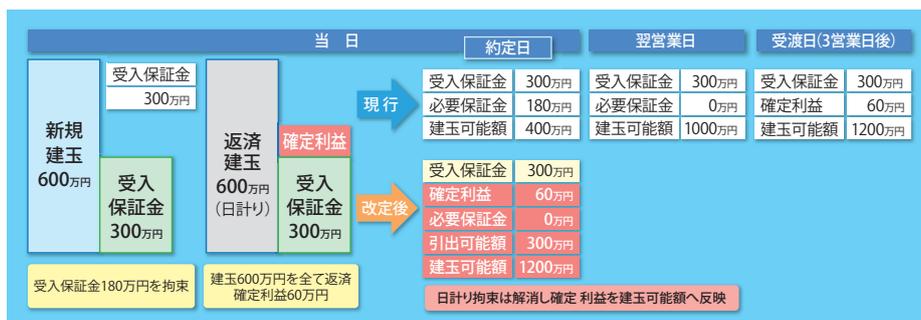
これまで、信用取引の弁済について決済日(受渡日)まで委託保証金を拘束しておりましたが、約定日から拘束が解かれることとなります。そのため、拘束解消とともに、引出可能額(余力)が回復し、引き出しや継続的な信用取引が可能となります。



※参考図表では、規則上の数値(保証金率=30%、最低保証金=30万円)としています。

2. 確定利益が委託保証金へ算入できるようになります

確定利益が受渡日前に委託保証金へ算入することができるようになります。算入にあたってはあらかじめ投資家の同意を得る必要があります。引出可能額は、現行と同じく投資家が現在預託している保証金を上限とします。



※参考図表では、規則上の数値(保証金率=30%、最低保証金=30万円)としています。

3. 追加保証金(追証)の解消方法が見直されます

これまで、追証の解消は委託保証金(「現金」、「代用有価証券」)の差入れによるものでしたが、**弁済建玉の20%相当額を追証から減額することができるようになります。**

◆ 弊社の取り組み

弊社ではこのたびの制度の施行(平成25年1月1日)に合わせてシステム対応を予定しています。

※お問い合わせ先

日本電子計算株式会社

証券第1・第2営業部
証券名古屋営業部

TEL:03-3630-7427
TEL:052-735-6233

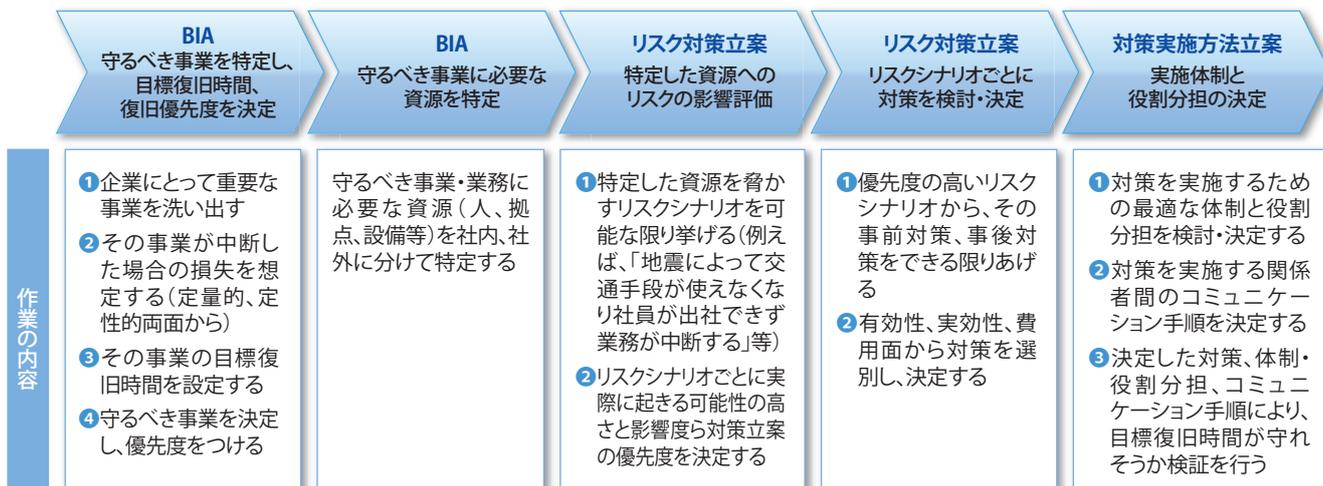
事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan) 策定のポイント 第3回

BCPの基本方針の策定 (No.042より続き)

2. BCPの基本方針の策定手順

基本方針を策定していく手順は図4のようになります。

図4 BCP基本方針策定手順



※BIA(Business Impact Analysis) 重要な事業が中断した場合に企業が受けるダメージの度合いと、事業を継続するために必要な資源は何かを分析する作業

3. 基本方針を策定するうえでのポイント

基本方針の策定は、詳細にやりすぎると作業工数が必要以上に大きくなるうえ、まとまらなくなるという危険性があります。それは、事業中断の損失の想定は精緻にやればそれなりの調査工数がかかるし、どのリスクを対象にするかを議論し始めるとなかなか収束しないことが多いからです。企業の規模にもよりますが、重要な事業がある程度限られる企業では、基本方針策定手順に次の(1)～(4)のような工夫を加えることで、作業工数を抑えることができます。

- (1) 重要事業の特定には、その事業で得られる売上や利益、中断した場合の損害賠償額(決まっていれば)など、比較的容易に入手できる情報で済ませる。中断して困る上位の事業の特定は、事業間の相対評価ができればよいし、目標復旧時間も想定できます(ただし、BCP策定にいくらまで費用をかけるのが適当かを判断する場合には、もうすこし調べる必要があります)。
- (2) 複数リスクを想定することによる複雑さを取り除く。企業が想定するリスクには自然災害(地震、台風、火事など)、パンデミック(伝染病など)、事件(テロ、情報漏えいなど)、コンプライアンス違反などがありますが、影響範囲、被害の大きさ、対策も異なります。これを全て一つのBCPで済ませようと基本方針を検討しても、非常に複雑になるだけで作業が

進みません。加えて、企業によっては担当部署も異なる場合があるので、策定しやすい、また運用しやすいように分類しBCPを分ける、もしくは手順書として分けるなどする方向で、複雑さを取り除くと良いでしょう。

- (3) 資源に影響を与えるリスクには着目せず、資源にどのような影響が出ると困るのかを想定し、対策を検討する。対象とするリスクはどれで、資源に与える影響はどのようなケースがあるかを細かく分析して「このケースにはこうしよう」、「このケースだったらこうだ」と時間をかけて対策を立てても、想定外のケースが発生します。また、細かくケースを設定しようと想定外には対応できなくなります。そこで、リスクの種類によらず、資源に与える影響は同じであるという考え方のもと、資源にどのような影響が出ると困るのかを想定し、対策を立てることで、リスク別の被災ケースの想定がなくなり、想定外にも対応しやすくなります。ただし、リスクごとに回避策や軽減策が異なる事前対策の検討については、リスクごとの分析は必要です。
- (4) 社内に既にある対策を収集、整理する。BCPは未策定でも、個々の業務で復旧の手順書などがある場合が多いので、それらを集めて整理することで、対策検討の効率を上げることができます。

(次回に続く)

ライツ・オフリングへの期待

- ◆ 発行市場の問題点とライツ・オフリングへの期待
- ◆ ライツ・オフリングの仕組みと機能整備
- ◆ 株主にとって、発行会社にとって、そして証券会社にとって
- ◆ ライツ・オフリングが定着するために必要なこと

◆ 発行市場の問題点とライツ・オフリングへの期待

今年上半期の証券業界は増資インサイダー問題で大きく揺れた。公募増資の引受証券業者として顧客企業の重要事実(インサイダー情報)の管理は徹底すべきであり、情報漏洩した場合の金融商品取引法上の罰則が強化されるのも当然だろう。しかし、元を正せば公募増資が売り材料となるところに日本の発行市場の問題があるのではないだろうか。公募増資が売り材料となる現在の発行市場には、次のような問題がある事を認識すべきだ。

投資家需要を予測する現行の仕組みそのものが、環境の変化に合わなくなっているのではないか

公募増資などを引き受ける証券会社の、投資家需要を予測する機能や能力が低下しているのではないかという懸念がある。例えば、投資家需要を推計するための仕組みとしてソフト・ヒアリングという慣行がある。これは大きな金額や発行済み株式総数に対する比率が高いファイナンスを実行しようとするときに、自社内の投資家需要では発行企業が希望する金額が調達できないと推計された場合、海外引受業者を通して事前に大口の海外機関投資家需要を聞くことである。このソフト・ヒアリングは仕組みとしてはあっても良いのだろうが、主幹事証券⇒海外引受業者⇒海外機関投資家と未公開の公募増資情報が拡散する中で、誰が情報管理の責任を持つのかという問題を含んでいる。そのため、現在国内証券においては、情報管理の視点から自粛されている。また、国内の需要環境としても、公募増資案件数そのものが減少しているし、証券会社の営業部における株式投資ニーズも小さくなり、需要調査を行い難い状況が続いている。

リスクマネー調達により企業が成長力や企業価値を高めることが、投資家や株主に理解されているのか

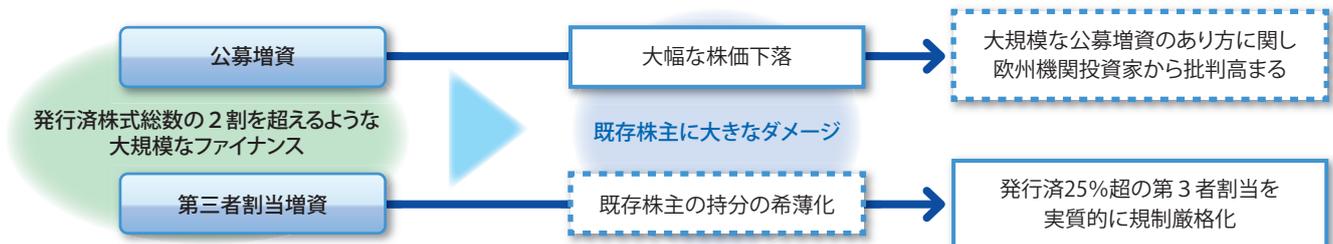
現在の公募増資の勧誘行為は目論見書の範囲で行われるが、この目論見書には事実とリスク情報・発行する証券の内容しか記載出来ない。公募ファイナンスを引き受ける証券会社は、発行企業に対して調達した資金をどのように使い、それがどう利益を上げる可能性があるのかなどを調査し引受を判断するが、この情報は公表できない。現在、発行企業ができる情報提供としては、ファイナンス以前に中期経営計画や経営方針のディスクロージャーを充実させ、ファイナンス後はIR活動を通じて事業戦略を投資家に理解してもらうことに尽きる。

既存株主の希薄化に配慮された資本調達方法が取られているか

金融危機後の公募増資に関して、件数は少ないものの大規模化しているため、既存株主が受ける希薄化によるダメージが大きくなっている。よって、ファイナンス情報が市場で推測されたりすると、その効果より希薄化のイメージが先行して売り材料となりやすい。

以上の発行市場の問題のうち、特に三番目の既存株主の希薄化に対する効果を期待されて、ライツ・オフリングの制度が整備されつつある。ただし、注文処理速度の高速化などIT化による取引機能の進化が続く流通市場に比べ、取引所や引受証券会社のルール・法令で成り立っている発行市場の方は少し制度的疲労を起している可能性もあり、増資インサイダー問題を契機に抜本的な見直しが必要かも知れない。

ライツ・オフリングが必要とされる背景



◆ ライツ・オフリングの仕組みと機能整備

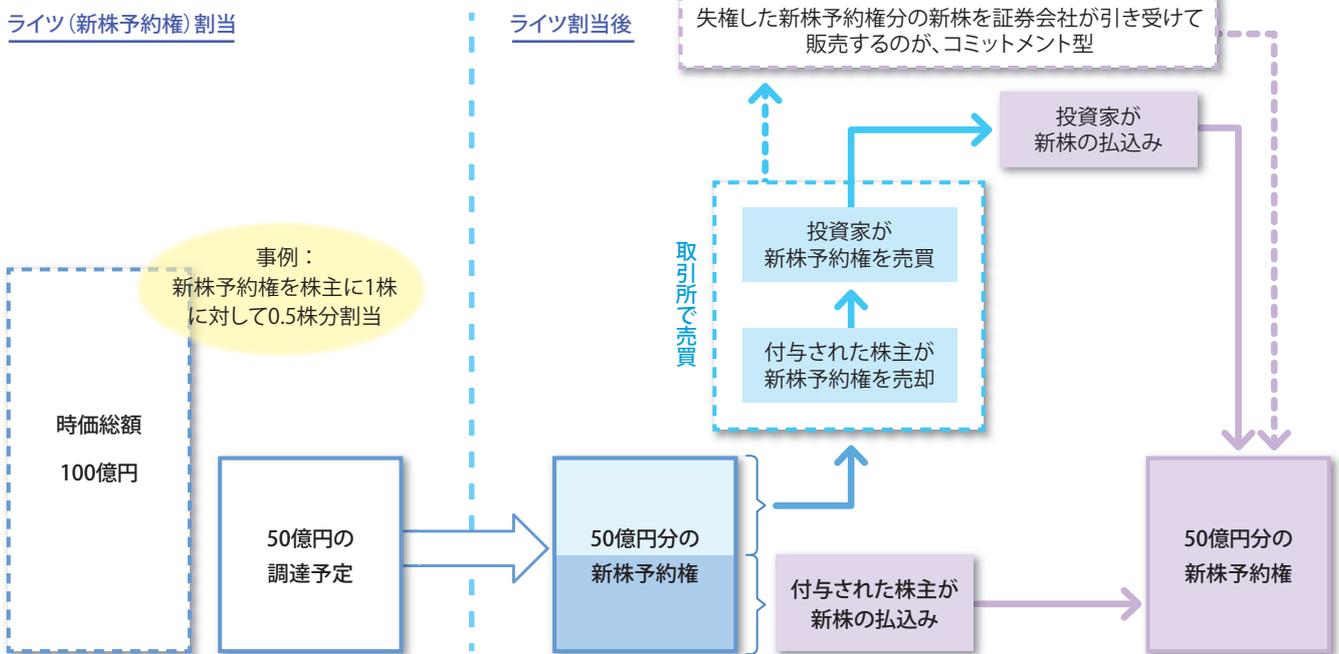
ライツ・オフリングは、欧州やアジアの一部で金融機関などが大規模な資本調達を行う際などに利用するファイナンス・スキームとして定着している。日本においても銀行などの大型ファイナンスで検討されていたが、最初の案件はタカラレーベン(8897)で2010年3月5日に公表、同年5月末にかけて以下のように実施された。

- ・ 1株につき1ライツ(新株予約権)を発行
- ・ ライツの内容は、1株300円で新株を買う権利(直前株価559円)
- ・ ライツは同年3月末に株主に割当てられて、4月初から東証に上場され、同年5月24日まで売買
- ・ ライツの払込は1,584万(95.7%)ライツで実行され、タ

カラレーベンは47.5億円を調達

ライツ・オフリングの基本的な仕組みは、新株予約権(ライツ)を株主に無償で割り当てることから始まる。この部分までは株主割当増資と全く同じ仕組みであるが、株主に割り当てられたライツが取引所に上場され、そのライツを売買することが可能となるのが大きく異なる点だ(基本的な仕組みについては下図参照)。株主割当では、新株に払い込まなければ発行株数の増加による希薄化の影響を受けるだけだが、ライツ・オフリングの場合、既存株主にとって持分が希薄化するのをプレミアム(時価との差額)によって補うことが可能となる。

ライツ・オフリングの仕組み



ライツ・オフリングは、取引所において株主に無償で割り当てられた新株予約権(ライツ)の上場制度が整ったことで初めて可能となったが、タカラレーベンが実施した時点では次のような問題点も確認され、その後の平成23年度金商法改正において対策が示されている。

■ 株主や投資家への目論見書の配布問題

ライツ・オフリングを行う場合、株主や投資家に目論見書を配布する義務があったが、株主数が多かるとそのコスト負担が大きくなる。また、ライツの発行から行使までの間で、株価に影響のありそうな情報開示(重要事実)があった場合、その都度、その内容を取り込んだ訂正目論見書を配布する必要もあった。このことへの対策として、日刊新聞紙上にEDINETのウェブページのアドレス(内容

の分かる有価証券届出書の所在)などを示せば、目論見書の作成及び交付が免除されるという改正がなされた。

■ 企業が目指す資金調達を行うのをサポートする
コミットメント型の態勢整備

ライツが行使されるのを、自然体で市場の需給関係や投資家・株主の意思に委ねるとするのも資本調達に対する発行企業の考え方だろう。一方、必要資金を調達したいという場合に、それをサポートする仕組みがコミットメント型ライツ・オフリングである。これは、未行使部分のライツを発行企業が回収し、その分の新株を証券会社に販売してもらうものである。証券会社によるこの行為の定義付けやライツの行使勧誘などについて法令上明確にされ、コミットメント型への態勢も整備された。

■ 公開買付規制や大量保有報告書規制の対応整理

ライツの売買や権利行使に関する扱いが整理された。例えば、コミットメント型で引き受ける証券会社が規制適用免除となるライツの保有日数(60日以内)を定め、また、規制の適用も割當時ではなく行使時としている。

なお、以上の対応は本年4月より法令が施行されている。また、平成23年度税制改正においてもライツの売買・行使に関して、証券会社における特定口座が利用できるようになっており、個人株主のライツ対応が税制上整備されている。

◆ 株主にとって、発行会社にとって、そして証券会社にとって

株式市場を構成するそれぞれの立場から、ファイナンス・スキームの一つとしてライツ・オフリングを見直してみると、次のような変化や効果が期待できる。

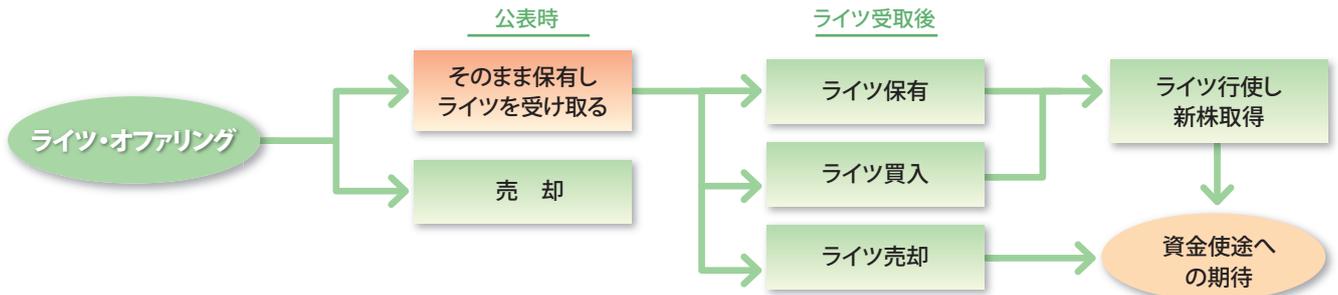
■ 株主にとって

現状の公募増資は、株主にとって短期的株価下落を想定させる場合が多いので、増資公表後、反射的に売却するか短期的下落を覚悟しながら将来の企業価値増大に期待してそのまま保有するのが主な対応策になる。もちろん、公募株を買うという選択肢もあるが、引受証券が少数に絞られる現状ではあまり一般的な

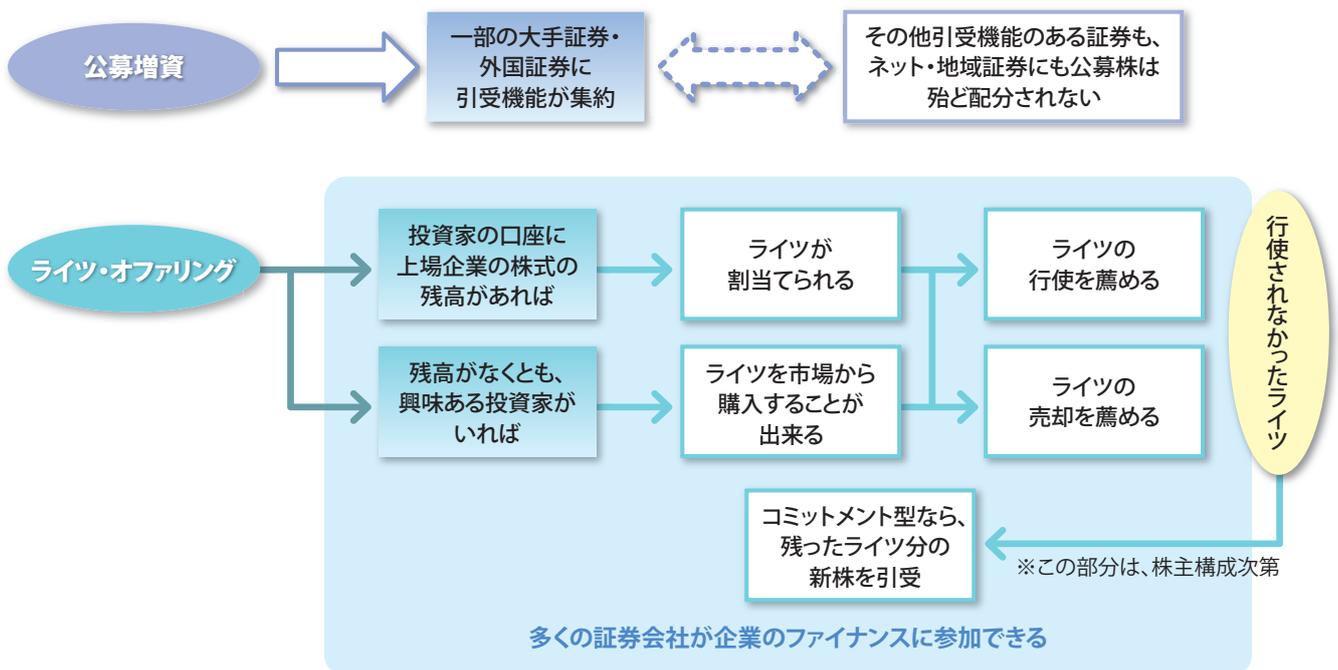
株主の選択にはならないようだ。この点、ライツ・オフリングであれば、株主にとって以下のように基本的選択肢が4つに増える。

- ①ライツを受取り、権利行使をして新株を取得する
- ②保有するライツに加え、新たに市場からライツを買い増して新株を多く取得する
- ③受け取ったライツを売却し、権利落ちした株式のみ保有し続ける
- ④ライツを受取る前に、保有株式を売却する

株主の選択肢



証券会社にとってのライツ・オフリング



■ 発行会社にとって

上場企業が構造的な変化を遂げようとする時、それを支えるリスクマネーが大量に必要となる場合が多い。その際に行われるのが大規模ファイナンスであるが、2009年・2010年に行われたような大きく希薄化を招くような公募増資に関して、株主の了承もなく実行されることに対する内外投資家の反発は強い。また、発行済みの25%以上の第三者割当増資に関しても、既存株主の希薄化を防ぐ目的で実質的に規制されている。ライツ・オフリングは、大規模ファイナンスにおける既存株主への希薄化対応策としても期待されている。

■ 証券会社にとって

多くの証券会社にとって、実際の公募増資に参加することは極端に少なくなっている。故に、公募増資情報は売り材料として取り扱われやすいが、前頁の図のようにライツ・オフリングであれば多くの証券会社の参加が可能となる。ライツの売買、ライツの権利行使、ライツを通じて新株の募集と関与する部分が多く、これに伴う勧誘行為も派生してくるだろう。ただし、現状ではこれらのフィー体系が確定していないので、今後の整備が待たれる。

◆ ライツ・オフリングが定着するために必要なこと

期待されるライツ・オフリング定着のために、次のことが必要と考えられる。

■ ライツ・オフリングに関する証券会社の行使勧誘行為等の整理

これまでは明確に規定されていなかったが、この4月から施行されている関連法令では、ライツの行使勧誘について虚偽告知の禁止・断定的判断の提供の禁止の行為規制が明確化された。また、証券業協会においても顧客へのライツ・オフリングに対する情報提供のあり方が検討され始めた。ただし、現状では証券会社の店頭における行使勧誘に関して整理されている証券会社は少ないようだ。

■ ライツ・オフリングの期間短縮への取組み

現行では、発行決議を行ってから新株の払込開始まで約2か月、その終了までに更に2週間程度で、全部で少なくとも2か月半以上の日数が必要だ。投資家にとっては、ファイナンス効果を熟考することも出来るが、発行企業にとってはその間ファイナンスが市場リスク・開示リスクにさらされる訳で、可能な限り短期化する要望がある。現行の会社法での資本調達関係の日程、

金融商品取引法上の開示日程、株主名簿確定に關する作業日程、それぞれの短縮が求められている。

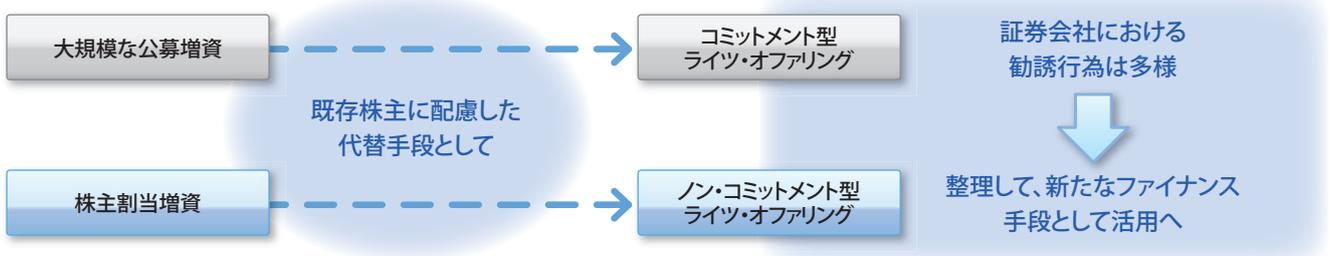
■ ライツ・オフリングでのノンコミットメント型とコミットメント型に対する利用目的の明確化

コミットメント型は、大規模な公募増資の代替手段として検討されているので、その目的も第一に定まった金額の資本調達という事になる。一方、ノンコミットメント型は株主や投資家の需要がある分だけ新株を発行する市場需要マッチ型のファンナンス・スキームといえる。この使い分けを証券会社が投資家に示していく事も重要だ。

以上の3つの他に、ライツが株主に自動的に割り振られるため、米国法への対応が必要な場合(米国株主が10%以上の場合)もあるが内容は省略する。

いずれにせよ、制度的な疲労が目立つ日本の発行市場において、ライツ・オフリングを使い込みながら改善していく事が肝要で、10月1日には2番目となるノンコミットメント型ライツ・オフリングをエー・ディー・ワークス(3250)が発行決議している。今後のライツ・オフリング利用拡大に期待したい。

今後の取組み



JBIS 日本電子計算株式会社 営業統括本部 URL http://www.jip.co.jp/	【編集・発行】 証券金融営業本部 〒135-8554 東京都江東区福住2丁目5番4号	【お問い合わせ・ご要望】 TEL:03-3630-7427 FAX:03-3630-7442